

長 指 第 3 5 5 号  
平成 22 年 12 月 24 日

指定介護老人福祉施設の開設者 様

静岡県健康福祉部長寿政策局介護指導課長

介護老人福祉施設入所時における健康診断書の取扱いについて

日ごろから、介護保険制度の円滑な実施に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、介護老人福祉施設入所時における健康診断書については、利用者負担軽減の観点から、下記のとおり取り扱われるようお願いします。

記

- 1 介護老人福祉施設（以下、「施設」という。）への入所時における健康診断書は、主治医からの情報提供等によっても必要な健康状態の把握ができない場合に、別途利用者に健康診断書の提出を求めることができることとされている。この費用は利用者負担となり、医療保険が適用されないので、利用申込があった際に、施設から利用者に十分説明すること。
- 2 施設が、健康診断書を利用者に求める場合には、利用者にとって過大な検査料等の負担とならないように配慮する必要がある。  
なお、入所時に一律に緑膿菌やMRSAの検査を行う必要はなく、B、C型肝炎、HIV感染、梅毒については、通常の介護活動の中での危険は考えがたく、入所時のチェックは不要であるとされている。  
このため、必要最小限の検査項目を盛り込んだ標準様式（別添）を、県医師会及び県老人福祉施設協議会と協議のうえ、平成13年度に定めているので、施設が健康診断書を利用者に求める場合には、標準様式を使用すること。
- 3 医師が、利用者の状況から標準様式に追加して検査が必要と判断される場合には、利用者の合意を得た上で利用者負担により別途検査項目を追加できることとする。

担 当 指導第3班  
電話番号 054-221-3282  
F A X 054-221-2142